平成２２年（フ）第５０４号
埼玉県熊谷市石原1713番地
債務者　吉岡　時子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８２１号
神奈川県平塚市東中原１丁目３番29号　豊田ハイツ３―101号
債務者　浦　　正子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４８号
神奈川県秦野市戸川703番地の４　マイン102号
債務者　山田　正彬
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４９号
神奈川県秦野市戸川703番地の４　マイン102号
債務者　山田　文子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８６２号
神奈川県厚木市下荻野477番地８
債務者　山口　勇人
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８７７号
神奈川県厚木市上落合405番地８　ジュネス愛甲203
債務者　江島　伸男
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８７９号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴681番地
債務者　下釜百合子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８８２号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴908番地
債務者　橋本　幸二
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５４号
京都府舞鶴市南浜町６番地16
債務者　濱田　光正
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
京都府福知山市西平野町14番地の13
債務者　岡田　孝治
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
長崎県長崎市戸町２丁目18番７―302号
債務者　石田千賀子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
北海道三笠市幌内住吉町258番地１　Ｂ―１―３千葉方、住民票上の住所大阪府吹田市山田東１丁目38番７号
債務者　佐藤美知代
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１７７号
北海道岩見沢市春日町４丁目19番２号
債務者　納谷　孝則
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１７９号
北海道岩見沢市栗沢町美流渡本町29番地７
債務者　梅津　　修
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１８１号
北海道岩見沢市７条西９丁目10番地２　ムラハイツ２―３
債務者　有田千賀子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１８８号
北海道夕張郡長沼町東町南１丁目１番14号
債務者　本田　賢治
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２９７号
北海道苫小牧市新富町１丁目４番15号　アイリスＡ棟202号
債務者　高橋ますみ（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６２３号
茨城県水戸市城南２丁目３番25―1005号　サンクレイドル水戸セレンティール、旧住所千葉県山武市木原174番地56
債務者　丸山　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
水戸地方裁判所